

## 新潟家庭裁判所委員会(第7回)議事概要

新潟家庭裁判所委員会

### 第1 日程等

#### 1 日時

平成18年12月11日(月)午後1時30分から午後3時30分まで

#### 2 場所

新潟家庭裁判所大会議室

#### 3 出欠状況

委員の出欠状況は、別紙のとおり

#### 4 報道機関等に対する議事の公開

報道機関等による議事取材の申込みがあったので、これを認めた。

### 第2 議事

#### 1 少年の立ち直りに向けた地域・社会の活動についての意見交換

(委員長)

まず、新潟家庭少年友の会がどのような援助を行う予定なのかという委員からの質問についてですが、「友の会」の活動としてどのような援助が考えられますか。

(首席調査官)

家庭裁判所は、「家庭の平和と少年の健全育成」を目的とし、家庭内の紛争や非行を犯した少年を専門的に取り扱い、将来を見据えた解決を図る裁判所です。少年事件については、少年がどうして非行を犯したのか、少年が立ち直るためにはどうしたらよいのかを考えて、少年の調査・審判をしています。なかには、すぐには最終的な処分を決めず、一定の期間、家庭や職場での生活・仕事の経過を見たり、民間の篤志家に補導を委託して生活態度など

を見たりする「試験観察」という中間の措置を執ることもあります。

このように、非行を犯した少年が立ち直って社会に定着するためには、家庭裁判所や関係機関のみならず、地域社会の物的・心的な援助が必要です。こうしたことから、非行を犯した少年の立ち直りに協力するボランティア団体として全国各地に「友の会」が設立されています。「友の会」は、家庭裁判所と連携していますが、組織及び財政などはまったく別のボランティア団体です。新潟県においても、このような団体の設立が望まれていましたが、平成18年11月1日に新潟家庭少年友の会が設立されたと聞いています。

「友の会」では、補導委託がなされた場合に、委託先に一緒に行ったり、ボランティア保険の保険料を負担したり、補導委託する少年に衣類や日用品を援助する活動例があると聞いています。また、在宅の少年に対しては、学校に行けない場合などに、学生ボランティアから勉強を見てもらったり、清掃活動など社会奉仕活動を一緒にやったりする例があると聞いています。

(委員長)

5月の憲法週間行事で、少年に対する教育的取組についてのシンポジウムを開催しましたが、その際、法科大学院生が、高校時代に事件を起こした少年が身近にいて、その少年が地域に戻ってくるときに受け入れについて考えさせられたという趣旨のことを言っていました。その言葉が印象に残っていますが、大学生の意識については、どのようにお考えですか。

(学識経験者委員F)

学生は、積極的、自発的にボランティア活動をやっています。大学も積極的にバックアップ態勢を整えています。大学の該当部署に連絡をもらえば、学生に対してボランティアの機会があることを広報できます。社会活動については、かなりの学生が関心を持っており、機会さえ与えれば参加してくれると思います。

(委員長)

試験観察で、少年を高齢者の施設に連れて行ったことがありますね。

(首席調査官)

事前に施設と打ち合わせ、少年及び保護者にオリエンテーションをして、注意を払いながら実施した例がありました。ボランティア保険にも入りまし

た。1週間に1回、1日単位で3回実施し、介護をする職員の補助として食事の手伝いやクリーニングをしたり、高齢者の話し相手になったり、レクリエーションに参加したりしました。少年に日誌を書いて裁判所に送ってもらい、施設の職員と座談会を行って終了しました。少年からは、始めは緊張して不安でいっぱいだったけれども、高齢者がこれまで生きてきたことや家族のことを話してくれて、自分のことを考えるきっかけになった、他人を思いやる気持ちを持った、といった感想が聞かれました。また、保護者も、少年が相手の気持ちを考えて話ができるようになった、人に感謝する気持ちを持った、という感想を寄せていました。

(委員長)

人から感謝される体験が皆無に近い少年にとっては、よいきっかけになるようですね。

(法曹委員K)

付添人をやっているとき、試験観察の間、少年の相談相手になったり助言したりしています。重大な事件は別かもしれませんが、地域で立ち直ることが可能な通常の事件の場合、加害少年と被害者が孤立していることが多いと思います。加害少年や父母が地域から孤立し、仕事もないし、色眼鏡で見られる、PTA活動にも参加しにくくなったということがあります。被害者の方は、あの子がこの地域にいるのが怖い、自分が生きていく場所なのか悩むということがあり、大学に入ればこの地域から離れられる、離れれば日ごろの不安から解き放たれる、と考えるようです。加害少年も、家裁の処分が終わっても、地域内で立ち直ることは難しいようで、消極的になるため余計に受け入れられないところがあります。地域全体として少年や家族の相談相手になる必要があります。被害者に対しても同様で、地域の理解と積極的な対応が大切だと思います。

(学識経験者委員H)

非行を犯した子や親からの相談のほか、被害者からの相談もかなりの数があります。恐喝の被害者は、家から出られなくなる人もいます。これまで、被害者の立場で考える視点が抜けていて、今手探り状態で被害者に寄り添い始めたばかりです。これからそういう相談が増えると思います。加害者だけ

でなく被害者も含めて地域で支え合っていくことを裁判所と一緒に考える時期に来ていると思います。

(学識経験者委員D)

統計の説明で、新潟県の少年事件は平成16年度との比較では全体の件数は減っているが、凶悪事件が目立つという印象を受けました。メディアや雑誌の中で、少年の凶悪事件の取り上げ方がセンセーショナルで、少年事件に対する思いこみが一般の人にはあるのではないのでしょうか。被害者をマスコミが取り上げることも多くなり、被害者に対する考え方、目の向け方が変わってきていると思います。それらを背景に「友の会」が非行を犯した少年の立ち直り、更生を行っていくとなると、いろいろなことを解決する必要があります。今できることと将来解決することを区別することも必要です。更生の実績を数字等で把握しないと活動が地域に根ざさないのではないのでしょうか。非行を犯した少年は悪いイメージでとらえられがちですが、それを直さないと更生や保護ができないと思います。

(委員長)

新潟管内の少年事件は、平成17年は平成16年よりも放火と強盗致傷が増えていますが、全体的には凶悪化が進んでいるとか若年化しているとは言えないと考えています。現在、被害者保護について様々な立法が行われている段階で、現場では、少年に対する保護と被害者に対する配慮が十分に両立しておらず、まだ両立への緒に就いたところです。地域の中での両立はなお難しいと思います。被害者と加害者が直接話す修復的司法の試みもあります。

(法曹委員K)

簡裁の調停で、弁護士が根回しを相当行った上で、加害者の家族と被害者の家族が同席してそれぞれの気持ちを述べ合うということをやったことがあります。私の育て方が悪かったんでしょうかという加害者の親の声に対して、被害者の母親も涙していました。被害者の母親は、調停の席上主加害少年の話聞いて、ようやく気持ちに区切りがついたと言っていました。弁護士事務所で親だけで話し合いをしたこともあります。加害少年には、被害者がどんなに大変か、被害直後の写真も見せて、一步間違えば殺人事件になるところだったと、事件の重大性を分かってもらったこともあります。このように、

被害者との対話が積極的意味を持つこともあります。

(委員長)

これから被害者のケアも含めて検討していかないといけませんね。

(学識経験者委員C)

少年犯罪が増えているという認識を報道機関全体として持っているわけではありませんが、子が子を、子が親を、親が子を、といった衝撃的な事例が起こっており、立ち直りや保護という手段では対処できない事例が増えていると思っています。事件の取扱い方について、被害者から報道の側に対し、加害者の保護の一方で被害者に対する配慮のなさが厳しく指摘されています。報じ方を自律的にきちんとしていきたいと思います。実名報道すべきかどうかは議論がありますが、報道する私たちは、その結果責任を引き受けることを含め、自主的判断に任せて欲しいとの立場です。被害者と加害者の少年が直接話すことについて、被害者と加害者がどの程度分かり合えるのか、そこに親や教師がどの程度手助けができるのかは、永遠のテーマだと思います。そのためにボランティア的な「友の会」をやっている人には敬意を表したいですし、支援できることがあればいくらでもやっていきたいと思います。

## 2 家庭裁判所の手続の広報活動についての意見交換

(委員長)

10月の法の日週間行事「おもしろ解説 成年後見制度～寸劇付き～」に参加された御感想をお聞かせください。

(学識経験者委員A)

寸劇では、所長が若々しくて良かったです。会場に来ていた皆さんは生き生きしてこれからもがんばっていただける方が多く、本当に成年後見制度を必要としている人は隠れていて会場に来られなかった方のように思います。制度を普及していくことが重要だと思います。アンケートは、知識が既にある人と初めて触れた人、年代別といった背景が分かると、その回答から私らの役割が見えたりすると思います。裁判所の敷居を低くする、成年後見制度を普及するという目的は良いですが、これからは成年後見制度の深い問題点を探る必要があるのではないのでしょうか。

(学識経験者委員 I)

会場に来た人は、民生委員や家族で必要に迫られている中高年が多く、関心を高く持って見ている人が多いと感じました。私は、ステージで質問をする役をやりましたので、どういう問題があつて、それを分かってもらうにはどういう質問をしたらいいかを考えてやりました。手続が複雑で、基礎的なことが分からないので、是非、民生委員を通じるとか、中越、上越、山間部にも出て行って広報していくと良いと思います。

(委員長)

元々難しい手続ですが、I委員のおかげで会場の理解が深まったと思います。広報について、裁判所は、どうやって知らせるかという点については経験が浅く、折り込みチラシをやったりしましたが、人を集めるのに苦労しました。

(学識経験者委員 J)

新潟県調停協会連合会では、10月22日に新潟市の大和デパートで調停相談会を行いました。相談者が28人も来て、大変忙しかったですが、有意義でした。場所が良かったのが一番の要因でしたが、NHKのラジオやテレビでスポットを流してもらい、「市報にいがた」にも載せてもらいました。3週間前に原稿を出せば、豆粒程度の記事ですが載せてもらえます。ポスターには場所と時間を書きました。チラシは公民館に置かせてもらったり、市役所の記者クラブに入れました。ミニコミ誌も使いました。知らせればそれなりの効果があると感じました。

(学識経験者委員 C)

できるだけ記者にアプローチしていただきたいと思います。新潟日報は地元でいろいろなことを知らせたいと思っていますし、記事にも書かせてもらいます。できるだけ趣旨を明確にして、記者が根負けするくらい、取り上げてくれと何回も遠慮なくアプローチした方が良いと思います。今回の法の日週間行事で、NHKが所長をターゲットに何回もテレビで取り上げたことは、お堅い人が法曹三者のOBと寸劇で成年後見制度をPRしたという前例がないだけに効果があったと思います。何かありましたら、是非現場の記者に働きかけをしてください。

(学識経験者委員E)

三条市人権擁護委員で成年後見制度の勉強会をりましたが、難しい印象しかありません。一般の人には制度を知らない人も多いと思います。私達の活動は、啓発活動が大きな部分を占めています。子供を対象に人権紙芝居の出前講座をしています。寸劇のビデオがあれば、お年寄りの集まりに利用して、制度そのものを分かってもらえるのではないのでしょうか。勉強会にも使わせてもらえたらありがたいです。

(委員長)

ビデオに貸し出すだけの質があるかどうかという問題がありますが、新潟公証人劇団には常勤スタッフがいるので、出演依頼をすれば三条にも出かけるかも知れません。

### 3 子の監護についての意見交換

(法曹委員L)

この議題は、離婚した夫婦又は別居中の夫婦の間の子供について、子供と同居していない夫又は妻が、子供と面接や文通等をする事、つまり、子供のいる夫婦が離れて暮らすときに子供に関して考えなければならないことを取り上げたものです。

(学識経験者委員G)

子に一方の親を選ばせ、他方の親を捨てなさいというのは、ものすごく傷つけます。相談では、子に選ばせるのではなく、両親が大人としての話し合いで決めないと、子が自分が悪いと思ってしまう、という話をします。一方の親が子を育てていると、他方の親が虐待をしていると通報する例もたまにあります。日本でも離婚が増えてきています。子を連れて新しい家庭を築く、ステップファミリーが日本の社会で起きています。離婚して一緒に暮らせなくてもお互いが子を育てるパートナーという価値観を啓発する必要があります。

(学識経験者委員I)

家裁がこういう相談にのることができることをPRする必要があります。言葉が通じない外国人の離婚したいという相談をボランティアが聞いて、法

律に詳しい人に聞いた上でアドバイスしています。家裁に行けば自分の気持ちを聞いてもらって子にとってよい解決に導く相談員がいるというPRをするといいと思います。

(学識経験者委員D)

アメリカは非常にドライで、権利意識を加味して成り立っています。日本では日本に合った面接の在り方を作っていく必要があります。形だけあっても機能しません。憎しみが先に立って、解けるまで時間がかかります。

(法曹委員K)

子の引き取り、面接については、離婚すれば単独親権がいいのか、離婚しても共同して育てるべきかという問題があります。面接については、法律ではなく解釈でケースバイケースで対応しています。子の福祉、子の権利という立場から、子の福祉を害するとき以外は原則として面接を認めるべきです。

### 第3 次回期日

平成19年6月5日(火) 午後1時から午後2時50分まで



(別紙)

家庭裁判所委員会出席者及び欠席者

1 委員

(1) 出席者

委員長	石 塚 章 夫
学識経験者委員	長 部 夕 ミ
同	角 山 富 衛
同	竹 内 希 六
同	寺 澤 幸 男
同	外 山 迪 子
同	内 藤 俊 彦
同	堀 井 愛 子
同	堀 内 敬 子
同	山 中 景 子
同	吉 村 洋 子
法曹委員	足 立 定 夫
同	鈴 木 正 弘
同	星 野 敏

(2) 欠席者

学識経験者委員	佐 野 圭 子
---------	---------

2 委員以外の裁判所の出席者

少年係裁判官	長 島 銀 哉
首席家庭裁判所調査官	倉 本 昌 一
家事首席書記官	波 田 野 明
少年首席書記官	藤 田 耕 一
事務局長	中 須 賀 亮 子
事務局次長	和 田 謙 二